

○昭和村統合小中学校推進協議会設置要綱

令和7年5月7日
教委要綱第5号

(設置)

第1条 昭和村統合小中学校設立の推進を図るため、統合に関わる諸課題を様々な観点から協議及び調査を行い、統合の方向性を提言することを意図して、昭和村統合小中学校推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議及び調査を行い、その結果を昭和村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

- (1) これからの教育(小中一貫教育・教育課程編成)等について
- (2) 統合小中学校の学校施設の在り方及び建設候補地について
- (3) 推進協議会の進捗状況・協議内容の村民・保護者等への説明や周知について
- (4) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 村立学校に通う児童生徒の保護者及び学校運営協議会委員等
- (2) 村内保育園に通う園児の保護者
- (3) 村立学校の校長
- (4) 教育委員会(教育長・教育委員)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 推進協議会が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 第2条に掲げる事項を調査するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、昭和村教育委員会事務局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が推進協議会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。